

羽後町住宅リフォーム促進事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自己の居住の用に供する住宅の増改築工事及び修繕、補修工事を行う場合に、予算の範囲内においてその経費の一部を助成することにより、子育て世帯又は大雪被災世帯の経済的負担の軽減、住宅環境の向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

第1節 子育て世帯

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、18歳未満（申請年度の4月1日現在）の子又は出産前で母子健康手帳の交付を受けた者と同居している者の世帯（以下「子育て世帯」）で、町内に住所を有する者又は助成の対象となる住宅の工事後に羽後町に住所を移す者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本人及び同一世帯に属する者が町税及び町諸収入金を滞納していないこと。
- (2) 助成を受けようとする工事について、羽後町で実施している他の制度による補助を受けていない者であること。
- (3) 同一年度内にこの要綱に基づく助成金の交付を受けた者と助成の対象となった住宅を共有していない者であること。

(助成対象住宅)

第3条 助成の対象となる住宅は、助成対象者が、町内に所有する専用住宅及び住宅部分の延床面積が建物全体の延床面積の2分の1以上である併用住宅とする。

(助成対象工事等)

第4条 助成の対象となる工事（以下「助成対象工事」という。）は、町内に事業所を有する法人であって本町の法人町民税が課されている事業者又は町内に事業所を有する個人（以下「施工業者」という。）が施工する工事であって、次の各号のいずれかに該当する工事とする。ただし、工事に要する経費（消費税及び地方消費税を含む。）が20万円以上の工事で、当該工事に着手する年度の末日までに第12条に規定する実績報告をすることができる工事とする。

- (1) 耐震のための工事
- (2) 老朽化、災害等による住宅の修繕及び補修のための工事
- (3) 住宅の様様替えのための工事

- (4) 住宅の増改築のための工事
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、住宅に付属する設備等の設置工事であって、町長が必要と認める工事
- 2 次に掲げる工事に要する費用については、助成金の交付対象としない。
- (1) 公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事
 - (2) 門・塀等、いわゆる外構工事
 - (3) その他、助成金の交付が適当でないと認められる工事及び工事費用

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象工事に要する経費の100分の20に相当する額(その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。)を限度とし、当該助成金の額が20万円を超えるときは、20万円とする。

なお、過去に助成金(平成22年度から令和2年度までの羽後町住宅リフォーム促進事業、羽後町子育て世帯住宅リフォーム促進事業及び本要綱による助成金。)の交付を受けた住宅にあつては、すでに交付を受けた助成金との合計額で、20万円を限度とする。

第2節 大雪被災世帯

(助成対象者)

第6条 助成対象者は、自ら居住する住宅の災害復旧工事を行う者で、町内に住所を有する者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本人及び同一世帯に属する者が町税及び町諸収入金を滞納していないこと。
- (2) 助成を受けようとする工事について、羽後町で実施している他の制度による補助を受けていない者であること。
- (3) 同一年度内にこの要綱に基づく助成金の交付を受けた者と助成の対象となった住宅を共有していない者であること。

(助成対象住宅)

第7条 助成の対象となる住宅は、助成対象者が、町内に所有する専用住宅及び住宅部分の延床面積が建物全体の延床面積の2分の1以上である併用住宅とする。

(助成対象工事等)

第8条 助成対象工事は、町内に事業所を有する法人であつて本町の法人町民税が課されている事業者又は町内に事業所を有する個人(以下「施工業者」という。)が施工する工事であつて、次の各号のいずれかに該当する工事とする。ただし、工事に要する経費(消費税及び地方消費税を含む。)が20万円以上の工事で、当該工事に着手

する年度の末日までに第12条に規定する実績報告をすることができる工事とする。

- (1) 令和2年12月1日から令和3年3月31日の期間に、雪害により被害を受けた住宅の復旧工事
 - (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める工事
- 2 次に掲げる工事に要する費用については、助成金の交付対象としない。
- (1) 公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事
 - (2) 門・塀等、いわゆる外構工事
 - (3) その他、助成金の交付が適当でないと認められる工事及び工事費用

(助成金の額)

第9条 助成金の額は、助成対象工事に要する経費の100分の10に相当する額(その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。)を限度とし、当該助成金の額が5万円を超えるときは、5万円とする。

(助成申請及び交付決定)

第10条 助成を受けようとする者は、羽後町住宅リフォーム促進事業助成金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類等を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、同一年度内で、同一住宅及び同一人について1回限りとする。

- (1) 工事内訳見積書の写し
 - (2) 助成対象工事を行う施行予定箇所及び工事を行う住宅の全景写真
 - (3) 子育て世帯で申請する場合で、出産前で母子手帳の交付を受けている者については、その表紙の写し
 - (4) 大雪被災世帯で申請する場合は、町で発行する災害の「罹災証明書」の写し
 - (5) その他町長が特に必要と認める書類
- 2 町長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金交付の可否について羽後町住宅リフォーム促進事業助成金交付決定(却下)通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により助成の申請をした者に通知するものとする。

(状況報告及び実地調査)

第11条 町長は、必要と認めるときは、工事の遂行状況に関し、前条の規定による決定通知書を受けた申請者(以下「助成決定者」という。)、施工業者等に報告を求め、担当職員に実地調査を行わせることができる。

(実績報告)

第12条 助成決定者は、工事完了後速やかに羽後町住宅リフォーム促進事業助成金実績報告書（様式第3号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事代金領収書の写し
- (2) 助成対象工事施工後の施工箇所の写真
- (3) 羽後町住宅リフォーム促進事業工事完了証明書（様式第4号）
- (4) 工事内容の変更等により、第10条の規定により決定した助成金の額に変更が生じる場合は、変更後の工事内訳見積書
- (5) その他町長が特に必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第13条 町長は、実績報告書の提出を受けたときは、速やかに書類の審査及び必要に応じた実地調査等により、適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、羽後町住宅リフォーム促進事業助成金確定通知書（様式第5号。以下「確定通知書」という。）により助成決定者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第14条 助成決定者は、確定通知書を受けた後、羽後町住宅リフォーム促進事業助成金交付請求書（様式第6号。以下「請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する請求書を受領した場合、速やかに助成金を交付する。

(助成金の返還等)

第15条 町長は、助成決定者が次の各号に該当すると認めるときは、助成金の交付の決定を取り消し、又は既に交付された助成金の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。